

平成 31(2019)年度 **ふじのくにNPO活動センター** **運営業務受託者 募集要項**
ふじのくに東部NPO活動センター

静岡県が、多様な主体による協働の促進やNPO活動の支援を行うため設置する、ふじのくにNPO活動センター及びふじのくに東部NPO活動センター（以下、「ふじのくにNPO活動センター等」という。）の平成31年度の運営業務受託者を募集します。

1 ふじのくにNPO活動センター等の設置目的

「ふじのくに協働の推進に向けた基本指針」（2016年度～2020年度）に基づいた施策の三本柱の推進を目的とする。

【施策の三本柱】

- ①NPOの組織運営基盤の強化
- ②多様な主体のマッチングの促進
- ③協働への参加・支援のすそ野の拡大

【センターの役割】

- ①協働、NPOに関する情報センター機能
- ②協働の推進等を担う中間支援人材の育成
- ③市町が設置する市民活動センター（以下、「市町センター」という。）未設置地域におけるNPO活動の支援

2 受託者が行う主な業務

○ふじのくにNPO活動センター（「総合拠点」 所在地：静岡市）

主に、県内全域を対象とした中間支援人材の育成、協働やNPO活動に係る情報の収集、発信を行います。

○ふじのくに東部NPO活動センター（「東部拠点」 所在地：沼津市）

主に、市町センターの設置されていない伊豆地域においてNPO活動の支援を行います。

役割	主な業務	総合拠点	東部拠点
情報センター機能	協働・NPOに関する事例等の調査	○	○
	協働・NPOに関する情報の収集と発信	○	○
	県民の社会貢献活動への参加の促進	○	○
人材育成機能	市町センタースタッフ等中間支援業務従事者を対象とした研修の実施	○	
市町補完機能	市町センター未設置地域におけるNPO活動の支援	○	○
	認定等取得の推進	○	○
	伊豆地域の市民活動関係者のネットワーク形成		○
その他の業務	上記業務に付随する相談業務等	○	○

※詳細は、別に掲載する各活動センターの「運営業務委託契約書（案）」及び「運営業務委託仕様書（案）」を確認し、具体的な事業を提案してください。提案内容をもとに受託候補者と協議した上で、運営業務委託仕様書を決定します。

表1 施設の概要

名 称	ふじのくにNPO活動センター	ふじのくに東部NPO活動センター
所在地	静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル2階	沼津市大手町1丁目1-3 沼津商連会館ビル3階
施設 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・相談対応スペース ・情報コーナー（NPOに関する資料・文献の閲覧等） ・受託者用事務スペース など 	
開館 時間	午前10時00分から午後7時00分まで	
休館日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（2019年12月29日から2020年1月3日まで）	
面 積	188.87㎡	307.09㎡

3 委託期間

委託期間は、2019年4月1日から2020年3月31日までの1年間を予定しています。

4 委託契約及び委託料上限額

委託契約については、静岡県財務規則等の関係法令に基づき行います。県が支払う委託料については、原則として表2の金額を上限とします。但し、受託候補者選定後のヒアリングにより増減する場合があります。なお、委託契約の締結は、平成31年度（2019年度）静岡県一般会計予算の成立を条件とします。

表2 委託料上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）

活動センター名	上限委託料（円）
ふじのくにNPO活動センター	19,200,000
ふじのくに東部NPO活動センター	9,150,000

6 受託者募集に関する事項

(1) スケジュール

ア 募集要項の配布

(ア) 配布期間：平成31年2月12日（火）から2月27日（水）まで

初日は午前10時から 最終日は午後5時まで

(イ) 配布方法：県ホームページ「ふじのくにNPO」

(<https://www.npo-fujinokuni.jp/>) からダウンロード

イ 説明会の開催

(ア) 日時：平成31年2月15日（金）午前10時30分から（1時間程度）

(イ) 会場：静岡県くらし・環境部会議室（県民生活課までお越しください）

（静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁西館6階）

応募団体は、原則として、参加してください。参加者は、2月14日（木）午後5時までに、説明会参加申込書（様式7）を記入し、ファックス又は電子メールのいずれかで「13 問い合わせ及び応募書類提出先」に提出してください。なお、会場の都合により参加は1団体2名までとします。

ウ 募集に関する質問

(ア) 受付期間

平成31年2月12日（火）午前10時から2月18日（月）午後5時まで

(イ) 質問方法

質問書（様式8）に質問内容を記入の上、郵便、ファックス又は電子メールのいずれかで、「13 問い合わせ及び応募書類提出先」へ受付期間内に提出してください。
※募集要項等の内容等に関する電話・口頭による質問は受け付けませんので、御了承ください。

(ウ) 回答日

平成31年2月20日（水）（予定）

(エ) 回答方法

県ホームページ「ふじのくにNPO」に掲載します。

エ 応募書類の受付

(ア) 受付期間

平成31年2月21日（木）から2月27日（水）までの平日（5日間）
各日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までは除く）

(イ) 提出方法

「13 問い合わせ及び応募書類提出先」まで、持参により提出してください。
なお、提出した書類の差し替え、不足書類の追加については、(ア)の受付期間内に限り認められます。

(2) 応募に関する事項

ア 応募資格（応募資格の確認基準日は、当該応募の日）

以下の(ア)～(カ)の全てを満たしていること。

(ア) 非営利法人又は非営利法人のみを構成員とした連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(イ) 法人（目的を同じくする設立前団体を含む。）の活動実績が、概ね1年以上あること。

(ウ) 今回の委託事業の実施が、法人の定款において可能であること。

(エ) 原則として、常勤職員の雇用実績があること。

(オ) NPOの活動を支援する事業（以下、「中間支援事業」という。）の実績があること。

(カ) 労務・経理事務に精通する専従職員を確保している、又は確保する予定があること。

※1 県内に事務所又は事業所を有しない法人については、県内在住者を職員として雇用することを条件とします。

※2 コンソーシアムにあつては、県内に事務所又は事業所を有する構成員が1者以上含まれることを条件とします。

イ コンソーシアムでの応募

コンソーシアムによる応募の場合は、次の事項に留意してください。

(ア) コンソーシアムの代表となる法人を定めてください。

(イ) 代表となる法人以外のものは、当該コンソーシアムの構成員として扱います。

- (ウ) 単独で応募した法人は、コンソーシアム応募の構成員となることはできません。
また、複数のコンソーシアムにおいて同時に構成員となることもできません。
- (エ) 中間支援事業の実績のない法人もコンソーシアムの構成員となることが可能ですが、コンソーシアムの代表となることはできません。
- (オ) コンソーシアムであっても、構成員となる法人ごとに、ア 応募資格に掲げる要件を満たす必要があります。(代表法人以外は、ア(ウ)を除く。)
- (カ) 応募後の代表法人の変更及び構成員の変更(追加及び削減を含む。)は、原則として認めません。ただし、構成員の一部が(3)の欠格事項に該当することとなった場合等、特別な事情により県がやむを得ないと認め、委託事業の実施が可能であると判断した場合は、県が指示する応募書及び添付書類(以下、「応募書類」という。)の受付期間内に限り、変更することができます。

(3) 欠格事項

次のいずれかに該当する法人又は次のいずれかに該当する法人が構成員となっているコンソーシアムは、応募者となることができません。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- イ 静岡県から指名停止措置を受けている者
- ウ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている者又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない者
- エ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- カ 特定非営利活動促進法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等、関係法令に違反等している者
- キ 静岡県パートナーシップ委員会ふじのくにNPO活動センター等運営業務受託者選定部会(以下、「選定部会」という。)の委員と法人運営において密接な関係のある者

(4) 応募手続

応募時には、次の書類を提出してください。提出部数は原本1部、副本8部です。

なお、複数の活動センターに応募する場合は、応募する活動センターごとに、書類一式を提出してください。

- ア 平成31年度ふじのくにNPO活動センター等運営業務受託者応募書(様式1)
- イ 平成31年度ふじのくにNPO活動センター等運営業務受託者の応募に係る誓約書(様式2)
- ウ 業務実施計画書(様式3-1)及び業務実施計画別表(様式3-2)
- エ 中間支援事業についての実績(様式4)
- オ 関係書類(コンソーシアム応募の場合は、構成員となる全ての法人のもの)
 - (ア) 法人の定款等これに類する書類
 - (イ) 法人の登記事項証明書
 - (ウ) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類(直近3年分)
 - (エ) (3)ウに該当しないこと証明する納税証明書(管轄する税務署、静岡県財務事務所及び市町税務課で平成31年2月12日以降に発行されたもの。法人住民税及び法人

事業税において、静岡県外に主たる事務所のある法人については、主たる事務所のある都道府県、市町、及び静岡県、静岡県内市町（静岡県内に事業所がある場合）のもの。）

(オ) 法人の役員名簿

カ コンソーシアム応募の場合は、上記書類に加え次の書類

(ア) 委任状（様式5）

(イ) コンソーシアムによる業務実施体制（様式6）

(ウ) コンソーシアム協定書の写し

(5) 留意事項

応募者が次の要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。

ア 応募書類に虚偽又は不正があった場合

イ 応募書類受付期間内に所定の書類が整わなかった場合

ウ 応募書類受付期間終了後に応募書類の内容を変更した場合

エ 一つの活動センターの応募について、複数の事業計画書を提出した場合

オ 応募者若しくは応募者の代理人その他の関係者が選定部会委員等に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与するなど、応募者を有利に、又は他者を不利にするよう働きかけた場合

カ その他不正な行為があったと県が認めた場合

キ 所定の様式以外での申請が行われた場合

(6) 応募書類の取扱い

ア 著作権

応募者から提出された応募書類の著作権は、応募者に帰属します。

ただし、県は、ふじのくにNPO活動センター等運營業務受託（候補）者選定結果の公表に必要な場合及びその他県が必要と認める場合は、応募書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

イ 特許権等

応募書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとします。

ウ 応募書類の使用言語

応募書類の作成にあたっては、日本語を使用してください。

エ 応募書類の返却

原則として、応募書類は、返却しません。

オ 応募の辞退

応募書類を提出後、辞退する場合は辞退届（任意様式）を提出してください。

(7) 応募に当たっての費用負担

応募に当たって必要となる費用は、全て応募者の負担とします。

7 受託候補者の選定に関する事項

(1) 選定部会による審査について

選定部会は、応募書類の内容及び応募者のプレゼンテーションについて審査を行い、受託候補者を選定します。

※1 選定部会の委員は、別途、県ホームページ「ふじのくにNPO」において公表します。

※2 詳細は、別途、県ホームページ「ふじのくにNPO」にて公開する「平成31年度ふじのくにNPO活動センター等運營業務受託者選定要領」にてご確認ください。

(2) プレゼンテーション及び質疑・ヒアリングについて

開催日時 平成31年3月13日（水） 午後2時から

開催場所 静岡県中部県民生活センター会議室

(静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル2階)

※1 プレゼンテーション及び質疑・ヒアリングは、公開で行います。

※2 各応募者のプレゼンテーションの開始予定時間は、3月6日（水）までに、申請書類に記載された電子メールアドレスあてに連絡するとともに、文書により通知します。

※3 プレゼンテーション用に、Windows対応パソコン及びプロジェクターを用意します。Macパソコン等を使用する場合は、各自で必要となる変換ケーブルを持参してください。パソコンで使用するデータは3月8日（金）午後5時までにPDF形式により「13 問い合わせ及び応募書類提出先」まで提出してください。（提出期限後のデータ変更はできません。）他に配布資料がある場合は、プレゼンテーション当日に15部持参してください。

※4 提出、配布されたデータ及び資料は、プレゼンテーション当日の選定部会委員用資料とし、審査後は事務局にて回収、処分します。

(3) 評価項目

評価項目は別表1のとおりです。

なお、プレゼンテーションにあたっては、「業務実施計画（様式3-1）」及び「業務実施計画別表（様式3-2）」に記載された事項を中心に説明、提案を行ってください。

(4) 選定結果の通知及び公表

受託候補者の選定結果は、速やかに応募者に書面で通知するとともに県ホームページ「ふじのくにNPO」で公表します。（平成31年3月14日（木）を予定しています。）

(5) 情報の公開について

各活動センターの運營業務受託候補者の選定に係る情報の公開については、別表2を参照してください。

なお、静岡県情報公開条例に基づく開示請求があった場合、同条例の規定に従って、応募書類の内容が開示される場合があります。

8 受託者の決定及び契約に関する事項

県議会における関係予算の成立後、県は7において選定された受託候補者を受託者とし、ふじのくにNPO活動センター等運営業務委託契約を締結します。

なお、契約の内容については、別添各活動センターの「運営業務委託契約書（案）」を参照してください。但し、受託候補者選定後のヒアリング及び関係法令の施行等により、内容が一部変更となる場合があります。

9 事業の適正な実施に関する事項

(1) 法令等の遵守

各活動センターの運営を行う上で必要な法令等を遵守してください。

(2) 業務の再委託

受託者は、第三者に対し、運営業務の全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡することはできません。

ただし、あらかじめ書面により県の承認を受けたときは、この限りではありません。

(3) 事業報告と情報公開

月別事業報告書

毎月10日までに、下記の事項を記載した前月分の月別報告書を県へ提出してください。

なお、活動状況について、県への提出とあわせてホームページで公開してください。

また、県に提出された報告書の内容については、必要に応じ県が実地に調査し、又は必要書類の提出を求めて調査することがあります。

(ア) 業務の実施状況

(イ) その他県が必要と認める事項

(4) NPO等からの意見聴取

受託者は、運営業務の実施に当たり、NPOや市町等の意見聴取を行うとともに、NPOの活動実態等を把握し、運営業務の改善に努めてください。

(5) 帳簿の整備等

受託者は、下記の帳簿類を作成し、常備してください。

ア 活動状況、運営業務の実施状況等を日ごとに記録した書類（業務日誌等）

イ 経理簿

ウ 経費の支出や業務実施に係る証拠書類

エ その他知事が必要と認めるもの

(6) 経理区分の明確化

受託者は、業務の実施に当たって、当該業務以外に行っている事業がある場合、その事業に関する経理と明確に区分してください。

(7) 個人情報の保護

受託者は、運営業務の実施に際し、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を含む個人情報の取扱いについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等関係法令、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、静岡県個人情報保護条例等を遵守してください。

(8) 障害者差別解消法における合理的配慮

講座等の運営に際し、配慮を求める意思の表明に対し、合理的配慮に努めてください。

10 事業の継続が困難となった場合における措置

- (1) 受託者は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、県に申し出なければなりません。
- (2) 県は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができます。
 - ア 受託者が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと県が認めるとき。
 - イ 県がこの契約について不正の事実を発見したとき。
 - ウ 受託者が故意又は重大な過失により県に損害を与えたとき。
- (3) 原状回復義務

受託者は、契約期間が満了し、又は契約書の解除等の規定により契約を解除された場合には、施設及び設備を原状に回復し、速やかに県に引き渡さなければなりません。ただし、原状を回復するに及ばないと県が認める場合は、この限りではありません。

11 業務の引継ぎについて

契約期間が終了したとき又は契約を解除されたときは、各活動センターの施設を契約期間開始前の状態に復して次期受託者又は県に円滑に引き継いでください。業務を引き継ぐ際は、県に必要なデータ等を提出してください。

12 その他

この要項に掲げる一切の業務委託については、当該業務にかかる平成31年度静岡県一般会計予算の成立を条件とし、予算が成立しない場合には、その時点で契約を含む受託者選定業務一切を取りやめるものとします。

13 問い合わせ及び応募書類提出先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県くらし・環境部県民生活局県民生活課協働推進班(県庁西館6階)
電話番号 : 054-221-3726
FAX番号 : 054-221-2642
電子メール : shohi@pref.shizuoka.lg.jp

(別表1)

平成31年度 ふじのくにNPO活動センター 運営業務受託候補者選定における評価項目
 ふじのくに東部NPO活動センター

評価項目	評定の着眼点	配点		評価				
		総合拠点	東部拠点	A	B	C	D	
団体概要	法人の活動ミッション及び活動計画が、活動センター業務に適しているか。	4	4	4	3	2	1	
	応募目的が活動センターの運営業務に適しているか。	4	4	4	3	2	1	
事業計画	特定の分野及び地域に特化した事業計画となっていないか。	4	4	4	3	2	1	
	効果的で効率的な事業計画であるか。	4	4	4	3	2	1	
	自法人の強みや中間支援の実績等を活かした内容であるか。	4	4	4	3	2	1	
	以下の事業について、効果的な創意工夫がなされているか。							
	情報発信	【総合拠点】 若者への社会貢献活動の普及啓発 (実施内容、実施方法、成果目標、他の啓発メニューとの相乗効果等)	4	/	4	3	2	1
		【共通】 NPOが実施する社会貢献活動の体験機会の提供 (実施内容、実施方法、成果目標、他の啓発メニューとの相乗効果等)	4	4	4	3	2	1
	人材育成	【総合拠点】 中間支援スタッフ集合研修 (研修内容、開催方法、成果目標等)	4	/	4	3	2	1
		【総合拠点】 市町センターOJT研修 (研修内容、開催方法、成果目標等)	4	/	4	3	2	1
	市町の補完	【共通】 NPOの基盤強化につながるセミナー (テーマ、開催方法、成果目標等)	4	4	4	3	2	1
		【共通】 認定等の取得に係るコンサルティング (実施内容、実施方法、成果目標等)	4	4	4	3	2	1
		【東部】 伊豆地域における市民活動関係者のネットワーク形成 (構成員間の交流促進、情報受発信の基盤づくり等)	/	4	4	3	2	1
	その他の事項に関する創意工夫について、効果的な提案がなされているか。		4	4	4	3	2	1
	収支予算書が適切な配分となっているか。		4	4	4	3	2	1
	運営体制	事業計画を確実に運営できる体制となっているか。	4	4	4	3	2	1
広域的に機動性のある活動を展開することが可能であるか。		4	4	4	3	2	1	
総合	センター設置目的達成に資する提案であるか。	8	8	8	6	4	2	
計		68	60					

【評価レベル】 A：優れている(適している)、B：やや優れている、C：やや劣っている、D：劣っている(適していない)

(別表2)

平成31年度ふじのくにNPO活動センター等
運營業務受託候補者選定に係る情報公開について

	項 目	公開時期
1	受託候補者の名称	選定結果の公開時
2	すべての応募者の名称	選定結果の公開時
3	応募者数	募集締切以降
4	審査項目	募集要項に記載
5	審査項目の配点	募集要項に記載
6	評価点数	選定結果の公開時
7	選定部会委員名	募集要項公開時
8	選定にあたっての委員からのコメント	選定結果の公開時

公開の方法は、原則として、県ホームページ「ふじのくにNPO」への掲載とする。